

区分	下記以外	延長保証		
	通常保証	延長保証①	延長保証②	延長保証③
保証期間	顧客への引渡し後 2 4か月以内	顧客への引渡し後 2 4か月超 3 6か月以内	顧客への引渡し後 3 6か月超 4 8か月以内	顧客への引渡し後 4 8か月超 6 0か月以内
前提条件	●以下a)～d)のすべて並びに契約書及び取扱説明書の規定を満たしていること	●以下a)～d)のすべて並びに契約書及び取扱説明書の規定を満たしていること	●以下a)～d)のすべて並びに契約書及び取扱説明書の規定を満たしていること	●以下a)～d)のすべて並びに契約書及び取扱説明書の規定を満たしていること
	a) Web登録が完了していること〔登録期限〕 顧客への引渡し後 2か月以内	a) 通常保証の期間満了時に保証が有効な状態であること	a) 通常保証の期間満了時に保証が有効な状態であること	a) 通常保証の期間満了時に保証が有効な状態であること
	b) 運転時間累計 3 0 0 0時間以内	b) 運転時間累計 4 0 0 0時間以内	b) 運転時間累計 5 0 0 0時間以内	b) 運転時間累計 6 0 0 0時間以内
	c) 通知義務 故障発見後30日以内に通知	c) 通知義務 故障発見後30日以内に通知	c) 通知義務 故障発見後30日以内に通知	c) 通知義務 故障発見後30日以内に通知
d) 販売店への引き渡し後 36か月以内	c) 販売店への引き渡し後 4 8か月以内	c) 販売店への引き渡し後 6 0か月以内	c) 販売店への引き渡し後 7 2か月以内	
保証内容	●修理または部品交換 ●部品代、輸送費用、梱包費用、出張費用、工賃を含む	●修理または部品交換 ●部品代、輸送費用、梱包費用（出張費用、工賃など現地費用は除く）		
対象外の部品	—	●ベアリング、防振キット（防振ゴム）（同部品の輸送費用、出張費用、工賃など現地費用）		
保証回数	—	●延長保証の期間中 通算 1 回		

区分	商用・官公庁・軍用	延長保証		
	通常保証	延長保証①	延長保証②	延長保証③
保証期間	顧客への引渡し後 1 2か月以内	顧客への引渡し後 1 2か月超 2 4か月以内	顧客への引渡し後 2 4か月超 3 6か月以内	顧客への引渡し後 3 6か月超 4 8か月以内
前提条件	●以下a)～d)のすべて並びに契約書及び取扱説明書の規定を満たしていること	●以下a)～d)のすべて並びに契約書及び取扱説明書の規定を満たしていること	●以下a)～d)のすべて並びに契約書及び取扱説明書の規定を満たしていること	●以下a)～d)のすべて並びに契約書及び取扱説明書の規定を満たしていること
	a) Web登録が完了していること〔登録期限〕 顧客への引渡し後 2か月以内	a) 通常保証②の期間満了時に保証が有効な状態であること	a) 通常保証①の期間満了時に保証が有効な状態であること	a) 通常保証②の期間満了時に保証が有効な状態であること
	b) 運転時間累計 1 5 0 0時間以内	b) 運転時間累計 2 2 5 0時間以内	b) 運転時間累計 3 0 0 0時間以内	b) 運転時間累計 3 7 5 0時間以内
	c) 通知義務 故障発見後30日以内に通知	c) 通知義務 故障発見後30日以内に通知	c) 通知義務 故障発見後30日以内に通知	c) 通知義務 故障発見後30日以内に通知
d) 販売店への引き渡し後 2 4か月以内	c) 販売店への引き渡し後 3 6か月以内	c) 販売店への引き渡し後 4 8か月以内	c) 販売店への引き渡し後 6 0か月以内	
保証内容	●修理または部品交換 ●部品代、輸送費用、梱包費用、出張費用、工賃を含む	●修理または部品交換 ●部品代、輸送費用、梱包費用（出張費用、工賃など現地費用は除く）		
対象外の部品	—	●ベアリング、防振キット（防振ゴム）（同部品の輸送費用、出張費用、工賃など現地費用）		
保証回数	—	●延長保証の期間中 通算 1 回		

以下いずれかの場合には適用されません。

- A. メーカーの書面による特別な許可なく、本製品のカバーを分解したり、改造したりした場合；
- B. 起動後、販売代理店または本製品の使用者等が取付要領書に従わない場合；
- C. メーカーの決定に従わない、誤った数のユニットまたは誤ったタイプの本製品を設置した場合；
- D. 取扱説明書に従わないで操作を行った場合；
- E. 販売代理店、船主、その他の第三者による不適切なメンテナンスをした場合；
- F. 本製品が水、雨、海水、その他の液体で濡れてしまった場合；
- G. メーカーの管理を越えた事故が発生した場合：火災、地震、騒乱などの災害、戦争、放射能汚染、強盗などを含むが、これらに限定されない；
- H. 本製品の仕様に合わない過大な電圧や電力を供給した場合；
- I. 経年劣化により外観が変化した場合；
- J. メーカーの製品以外の部品の交換をした場合；
- K. 販売代理店、船主、その他の第三者が分解・交換した場合；
- L. 浸食または電解腐食；
- M. 通常の摩耗や破損；
- N. ダンパーのラベルが80℃度を超えた場合；
- O. 本製品からのノイズ、電子機器のノイズ・共振がある場合；
- P. 販売代理店がシリアルナンバーを管理していない本製品；
- Q. 輸送上の衝撃等により破損または不具合が生じた本製品；